

青森県中小企業者等事業継続支援金

申請期限
10/31(日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、
1年以上にわたり幅広い業種において極めて厳しい経営
環境が続いていることから、事業継続に意欲的に取り組む
県内中小企業者等に対し、支援金を給付します。



1 支援金の額

法人60万円 個人事業主30万円(定額)

※県内に複数の事業所がある場合でも、1事業者あたり上記支給額となります。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、事業継続に取り組む者

<対象者の例>

- 法人 株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など
- 個人事業主 商店、飲食店、旅館、美容院、農家、漁師、個人タクシー、露天商など

※ 製造、卸小売、建設、農林・漁業、宿泊、サービス、医療・福祉など幅広い業種が対象です。

※ 国の一時支援金や月次支援金の給付を受けた事業者も対象となります。

※ 大企業など支援金の支給対象外となる事業者があります。

※ 2021年3月31日以前より、事業を営んでいる事業者が対象です。

3 支給要件

要件1 減収要件

事業収入^{※1}に伴う税の申告をしており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年1月から6月の間で連続する2か月^{※2}の合計事業収入が前年又は前々年のいずれか（「基準年」という。）の同期比^{※3}で30%以上減少していること。

〔※1 事業収入は、商品・製品の販売やサービスの提供などの「営業活動」によって得た収入（原価を含む）とします。〕

〔※2 農林・漁業を営む事業者は3か月となります。〕

〔※3 開業間もない方は、「給付事業実施要領」（6ページ）を参照ください。〕

要件2 事業継続意思要件

現に事業活動を行っているとともに、今後も事業活動を継続する意思^{※4}があること。

〔※4 本要件の具体的な内容は、「給付事業実施要領」（8及び16ページ）を参照ください。〕

要件3 基準年の事業収入要件

基準年（2019年又は2020年）における年間の事業収入が、法人60万円以上、個人事業主30万円以上であること。

お問い合わせ先

青森県中小企業者等事業継続支援金 電話相談窓口

【電話：0120-740-361（通話料無料）】平日 9:00～17:00
(7/22-25,10/30-31は土日祝日でも受付)

(裏面あり)

4 受付期間

2021年7月26日（月）～10月31日（日）（当日消印有効）

5 申請書の入手方法

- ① 県庁のホームページからダウンロードしてください。
(インターネットで「青森県 事業継続支援金」を検索)
- ② ホームページからダウンロードすることができない場合は、県庁正面玄関受付、県の合同庁舎、各商工会議所※及び各商工会※にも配置していますので、ご活用ください。※平日のみ



ダウンロード

6 提出書類

- (1) 青森県中小企業者等事業継続支援金申請書
- (2) 営業収入に伴う税の申告をしていることが確認できる書類
 - ・確定申告書の写しなど（税務署の收受日付印があるもの）
- (3) 事業収入が確認できる書類
 - ・売上台帳の写しなど
- (4) 事業継続意思を確認する書類(①から⑥のいずれか)
 - ①金融機関から融資を受けていることを証明する書類の写し
 - ②中小企業者等の経営支援を目的とした補助事業等の活用を証明する書類の写し
 - ③雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
 - ④あおもり飲食店感染防止対策認証書の写し
 - ⑤国の一時支援金（月次支援金）の支給決定通知書の写し
 - ⑥事業継続計画書^(注)

法人や個人事業主などの違いや、商工会議所又は商工会の会員かどうかによって、必要な書類が異なりますので、必ず「給付事業実施要領」（12～17ページ）をご確認の上、申請願います。

- (5) 誓約書
- (6) 振込先口座が確認できる書類（通帳の漢字・カタカナ・振込先口座記載部分の【写】）
- (7) 本人確認書類<個人事業主のみ>（住所・氏名・顔写真等が確認できる書類の【写】）

通帳の表紙と表紙の裏の見開き部分

^(注) 県に登録した金融機関、税理士等の事業継続計画確認機関の確認が必要です。申請から支給までの流れは「給付事業実施要領」、確認機関は県のHPを参照ください。
(県のHPは、インターネットで「青森県 事業継続支援金」を検索するか、上記二次元バーコードをご利用ください。)

7 申請方法

*記載内容や添付書類に不備があった場合は受付できない場合があります。
また、印刷代、郵送代等の申請に要する費用は、申請者の負担となります。

感染リスクの低減を図るため、下記申請先に原則として郵送にて提出してください。
(到着確認のお問い合わせには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。)

申請先（主たる事業所の所在地を管轄する商工会議所又は県商工会連合会）

青森商工会議所 青森市新町1-2-18	〒030-8515	弘前商工会議所 弘前市上鞘師町18-1	〒036-8567
八戸商工会議所 八戸市堀端町2-3	〒031-8511	黒石商工会議所 黒石市市ノ町5-2	〒036-0307
五所川原商工会議所 五所川原市東町17-5	〒037-0052	十和田商工会議所 十和田市西二番町4-11	〒034-8691
むつ商工会議所 むつ市小川町二丁目11-4	〒035-0071	青森県商工会連合会 青森市新町2-8-26	〒030-0801 青森県火災共済会館5階

不正受給は犯罪であり、既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける、売上を偽装する、感染症と無関係であるにもかかわらず感染症を減収要因としているなどの虚偽申請は絶対に行わないでください。